

総合研究大学院大学における独立行政法人日本学生支援機構
特に優れた業績による奨学金返還免除候補者選考についての
申し合わせ

平成17年2月9日

運営会議決定

一部改正 H20. 4. 3/H26. 11. 5/R2. 1. 8/R5. 12. 6

独立行政法人日本学生支援機構奨学規程（平成16年規程第16号）第47条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）へ推薦する特に優れた業績による奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考に関して、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

（推薦する候補者の選考）

第1条 推薦する候補者の選考は、各コース長より順位を付して推薦されたものを基に、第2条に規定する評価方法及び第3条に規定する評価項目により、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年1月7日政令第2号）第8条第2項に規定する学内選考委員会で順位を付して推薦するものとする。

2 前項の学内選考委員会とは、本学においては運営会議と読み替える。

（評価方法）

第2条 候補者を推薦するための評価方法は、高度な研究的資質（特に課題探求能力）、広い視野及び国際的通用性（又は国際貢献）を兼ね備えた一流の研究者となり得ることを原則的な基準とし、専攻分野に関連した教育研究活動等に関する業績を、学内での評価と学外での評価をもって総合的に評価する。

（評価項目）

第3条 第2条で掲げた専攻分野に関連した教育研究活動等に関する業績に関する評価項目については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 学位論文その他の研究論文

- （1）領域教育会議及びコース委員会等で特に優秀なものと認められるもの
- （2）高度の研究能力や専門的知識を有すると認められるもの
- （3）学会等で採り上げられ、発表されたもの
- （4）学会等で、賞を受賞したもの
- （5）学会誌、学術誌で採り上げられたもの

二 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果

- （1）領域教育会議及びコース委員会等で特に優秀なものと認められるもの
- （2）高度の研究能力や専門的知識を有すると認められるもの
- （3）学会等で採り上げられ、発表されたもの
- （4）学会等で、賞を受賞したもの
- （5）学会誌、学術誌で採り上げられたもの

三 著書、データベースその他の著作物

- (1) 特に優秀なもの
- (2) 高度の研究能力や専門的知識を有すると認められるもの
- (3) 学会等で採り上げられ、発表されたもの
- (4) 学会等で、賞を受賞したもの
- (5) 学会誌、学術誌で採り上げられたもの
- (6) 芥川賞、直木賞等国内外の著名な賞を受賞したもの

四 発明

- (1) 学内発明委員会等の議を経て、特許出願に至ったもの
- (2) 発明したものが製品化され、それが社会へ貢献性があるものと認められたもの

五 授業科目の成績

- (1) 高度の研究能力や専門的知識を有すると認められたもの
- (2) 特に優秀な成果を挙げ、修業年限の短縮が認められたもの
- (3) 研究者として独立して研究活動を行う能力があると認められるもの
- (4) 新たな発見、発明等により顕著な業績を挙げたもの

六 研究又は教育に係る補助業務の実績

- (1) リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による教育研究活動実績等特に優れていたもの
- (2) 学内で表彰されたもの

七 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

- (1) 社会的に高い評価を受けたもの
- (2) 学内で表彰されたもの

八 その他

- (1) 日本学術振興会等の競争的資金の採択を受けたもの
- (2) 日本学術振興会特別研究員の採択を受けたもの

(採用時返還免除内定候補者の推薦)

第4条 大学院博士(後期)課程第一種奨学生に係る採用時返還免除内定候補者の推薦に関し、候補者の選考については第1条を、評価方法については第2条を準用する。

二 評価項目については、次に掲げる事項及び第3条のとおりとする。

- (1) 博士後期課程進学時の入試結果が優れているもの
- (2) 5年一貫制博士課程において3年次進級する者で、1年次および2年次の成績が優れているもの

附 則

- 1. この申し合わせは、平成17年2月9日から施行する。
- 2. 第3条で掲げた評価項目の一から七については、日本学生支援機構から提示された業績項目に基づくものであり、八は本学が定めるものである。

附 則

この申し合わせは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成26年11月5日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和2年1月8日から施行する。

附 則

1. この申し合わせは、令和5年12月6日から施行する。
2. この申し合わせにおいて、令和4年度までに入学した学生については「コース長」を「所属専攻長」と読み替えて適用する。